委提第６号

石油等由来製品の安定供給を阻害している要因の究明と解消を求める意見書

会議規則第１４条第２項の規定により、石油等由来製品の安定供給を阻害している要因の究明と解消を求める意見書を次のとおり提出する。

令和８年９月２８日　提出

提出者　建設経済常任委員長　　永　井　　司

北本市議会議長　保　角　美　代　様

石油等由来製品の安定供給を阻害している要因の究明と解消を求める意見書

本年春以降の石油等由来製品の供給不安において、政府は原油及びナフサの代替調達を進め、例年の８割程度の原料を確保したと説明してきました。しかしながら、その間、末端の中小事業者及び個人事業主のもとには必要な資材が行き渡らず、納期の見通しが立たないために工事を中断し、従業員への賃金の支払いに窮する事態が広く生じました。総量が確保されていながら現場で欠品が生じた事実は、原料の不足そのものとは別に、流通構造に起因する問題があったことを示しています。

政府は、供給の偏りや流通の目詰まりに関する相談窓口を設け、石油元売会社等による直接販売の仕組みを順次拡大してきました。一定の効果はあったものの、対象は燃料、潤滑油並びに塗料及びシンナーにとどまり、塩化ビニル管、断熱材、防水材等の建設資材及びその原料樹脂は対象とされませんでした。また、窓口に相談した事業者に対して処理の結果が個別に示されず、公表される資料も解消済みの案件を列挙するにとどまるため、未解決のまま推移した案件がどれだけあるのかを外部から確認することができません。

供給のひっ迫は現在では概ね解消していますが、今般の経験を検証しないまま終えることは、次の供給危機に際して同じ事態を繰り返すことを意味します。

よって、国においては、下記の措置を講じられるよう要望します。

記

１　原料の総量が例年の８割程度確保されていたにもかかわらず、末端の中小事業者に資材が行き渡らなかった要因について、流通の各段階に遡って検証し、結果を公表すること。

２　直接販売の仕組みについて、対象品目の拡大や小規模事業者も参加可能とするなど、多くの事業者が参加できる仕組みを検討すること。

３　相談窓口に寄せられた案件について、申し出をした事業者に対して処理の結果を個別に回答するとともに、解消した案件のみならず、未解決のもの及び対応が困難であったものを含む処理状況を定期的に公表すること。

４　今般の経験を踏まえ、供給の危機に際して、中小事業者及び個人事業主が必要量を確保できる仕組みを速やかに立ち上げられるよう備えること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、
資源エネルギー庁長官、中小企業庁長官